

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1002 号（諮問第 1357 号、第 1382 号、第 1466 号、第 1467 号、第 1468 号及び第 1469 号）

件名：予算執行書等の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

平成 26 年 4 月 24 日、同年 7 月 31 日、平成 27 年 8 月 4 日、同年 12 月 18 日、同月 20 日及び同月 24 日

### 2 原処分

平成 26 年 5 月 8 日、同年 8 月 14 日、平成 27 年 9 月 17 日、平成 28 年 1 月 29 日、同年 2 月 3 日及び同月 5 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表 1 の 4 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

### 3 異議申立て

平成 26 年 5 月 15 日、同年 8 月 20 日、平成 27 年 9 月 24 日、平成 28 年 2 月 4 日、同月 8 日及び同月 10 日

原処分の取消しを求める。

### 4 諮問

平成 27 年 3 月 9 日、同年 4 月 6 日及び平成 28 年 3 月 31 日

### 5 答申

令和 4 年 5 月 31 日

### 6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 7 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件行政文書について

別表 1 の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書

2 以降も同様とする。) は、子育て支援課が、処分庁から配偶者からの暴力を訴えている事例について報告を受け、豊橋市へ発出した文書である。

文書 2 は、開示請求日直近の保育所（運営の方法等）変更届である。

文書 3 は、開示請求日直近の保育所の設置認可に係る決裁文書である。

文書 4 は、開示請求日直近の保育所設置事前承認に係る決裁文書である。

文書 5 から文書 8 まで及び文書 17 から文書 69 までは、保育所等で発生した事故の報告書である。

文書 9 は、子育て支援課が厚生労働省に提出した平成 26 年度放課後児童クラブ整備費補助金の事業実績報告書である。

文書 10 から文書 16 までは、子育て支援課が保育課から入手した平成 25 年度から平成 27 年度までの文書である。

文書 70 は、子育て支援課が行った愛知県現任保育士研修事業に係る平成 23 年度、平成 25 年度及び平成 26 年度の実績報告書である。

文書 71 は、愛知県現任保育士研修の委託に際して子育て支援課が作成した平成 23 年度、平成 25 年度、平成 26 年度及び平成 27 年度の予算執行書である。

実施機関は、これらの文書のうち別表 2 の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとしてそれぞれ不開示としている。

(3) 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立書において、条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ、第 6 号に該当しない旨を主張していることから、不開示とした別表 2 の 2 欄に掲げる部分が同表の 3 欄に掲げる規定に該当するか否かについて、以下判断する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の内容を見分したところ、文書 1 には個人の氏名、生年月日、住所、児童手当等に関する状況、処分庁の名称、印影、電話番号、文書番号、担当部署名、該当する事例及び該当年月日

等、文書2から文書4までには社会福祉法人の従業員である個人の氏名、生年月日、住所、年齢、履歴、資格、印影、保育証の登録番号及び登録年月日、発令事項並びに給与月額等、文書 64 及び文書 65 から文書 69 までには社会福祉法人の施設職員の氏名、文書 70 には私立の保育所に勤務する者の氏名、研修受講者の勤続年数、アンケート及び個人の印影、文書 71 には個人の印影が、それぞれ記載されていることが認められた。

また、当審査会において本件行政文書の内容を見分したところ、文書 5 から文書 8 までには保育所所在地、保育所名（施設名）、保育所設置者、保育所開設年月日、保育所代表者名、在籍子ども数、従事者に関する情報及び保育室などの面積、文書 17 から文書 63 までには自治体名、施設名、所在地、開設（認可）年月日、設置者、代表者名及び病院名、文書 64 には自治体名、施設名、所在地、開設（認可）年月日、設置者、代表者名、病院名、被害者氏名・住所、保護者氏名及び被害者の意思表示その他特記事項など（以下、文書 5 から文書 8 まで及び文書 17 から文書 64 までのうち、これらの部分を「保育所所在地等」という。）が、それぞれ記載されていることが認められた。

文書 1 のうち処分庁の名称、印影、電話番号、文書番号、担当部署名、該当する事例及び該当年月日等は、他の情報と照合することにより、配偶者からの暴力を訴えている申請者の居場所や状況等が分かる情報であると認められる。

文書 5 から文書 8 まで及び文書 17 から文書 64 までのうち保育所所在地等は、保育所等で事故に遭った子どもに関する情報であり、文書 5 から文書 8 までのうち在籍子ども数、従事者に関する情報及び保育室などの面積といった保育所等の規模に関する情報並びに文書 17 から文書 64 までのうち自治体名は、開示部分に記載されている他の情報や事故に遭った子どもの近親者や近隣住民等一定の関係者が知り得る情報等と相まって、当該事故に遭った子どもが特定されるおそれがある情報であると認められる。

文書 70 のうちアンケートについては、愛知県現任保育士研修の受講者が回答したものであり、そこには、当該研修を受けた受講者個人の感想や意見がありのままに記載されていることが認められる。

したがって、これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることになるものを含む。）又は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ これらの情報が同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

エ よって、これらの情報はいずれも、条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の内容を見分したところ、文書2から文書4までには法人の印影、取引銀行名及び口座番号、文書9には法人の印影及び法人の口座情報、文書65及び文書70には法人の印影が、それぞれ記載されていることが認められた。

これらの情報は、法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号イに該当する。

(6) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第6号該当性について、以下検討する。

イ 文書1のうち不開示とした処分庁が配偶者からの暴力を訴えている事例と判断した理由に関する部分には、前記(4)イにおいて述べたとおり、配偶者からの暴力を訴えている申請者の居場所や状況等が分かる情報が記載されており、これらの情報が公になれば、配偶者に申請者の居場所や状況等が知られることをおそれて、児童手当の申請を躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>又は断念してしまう等、児童虐待・DV事例における児童手当に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

ウ 文書10から文書16までにおいて不開示とした電子メールアドレスは、国の職員の個人メールアドレスであり、公にすることで、当該職員の担

当事務とは無関係な問い合わせや意見等が寄せられるなどにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

エ 文書 70 のうちアンケートについては、前記(4)イにおいて述べたとおり、研修受講者個人の感想や意見がありのままに記載されており、これらの情報が公になれば、研修受講者はアンケートの作成に協力することを躊躇<sup>ちゅうちよ</sup>し、あるいは開示されることを意識した記載を行うこととなり、研修に対する率直な意見の収集が困難となることから、研修の更なる改善や現任保育士のニーズに応じた研修の実施が困難となり、ひいては研修事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められた。

オ よって、これらの情報は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(7) 実施機関のその他の主張について

保育所所在地等は、前記(4)において述べたとおり、条例第 7 条第 2 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 3 号イ及び第 6 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(8) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

| 1 諮問<br>番号  | 2 異議申<br>立年月日 | 3 原処分<br>決定日 | 4 行政文書の名称 |                                                 |
|-------------|---------------|--------------|-----------|-------------------------------------------------|
| 第 1387<br>号 | H26. 5. 15    | H26. 5. 8    | 文書 1      | ・配偶者からの暴力を訴えている事例について                           |
| 第 1382<br>号 | H26. 8. 20    | H26. 8. 14   | 文書 2      | ・保育所（運営の方法等）変更届の提出について（進達）（26 碧こ第 179 号）        |
|             |               |              | 文書 3      | ・保育所の設置認可について（認可）（25 子支第 908 号）                 |
|             |               |              | 文書 4      | ・保育所設置事前承認申請について（26 子支第 293 号）                  |
| 第 1466<br>号 | H27. 9. 24    | H27. 9. 17   | 文書 5      | 特定教育・保育施設等における事故の報告について（H27. 6. 18 施行）          |
|             |               |              | 文書 6      | 特定教育・保育施設等における事故の報告について（H27. 6. 30 施行）          |
|             |               |              | 文書 7      | 特定教育・保育施設等における事故の報告について（H27. 7. 2 施行）           |
|             |               |              | 文書 8      | 特定教育・保育施設等における事故の報告について（H27. 8. 3 施行）           |
|             |               |              | 文書 9      | 平成 26 年度放課後児童クラブ整備費補助金の事業実績報告について（H27. 4. 6 施行） |
| 第 1467<br>号 | H28. 2. 4     | H28. 1. 29   | 文書 10     | ・保育所関係の基礎資料の提出について（施行日：H25. 4. 3）               |
|             |               |              | 文書 11     | ・平成 25 年 4 月 1 日現在の保育関係調査の提出について                |
|             |               |              | 文書 12     | ・平成 24 年度延長保育及び病児・病後児保育（体調不良児対応型）の実施状況調査の依頼について |
|             |               |              | 文書 13     | ・保育関係の基礎資料の提出について（施行日：H26. 4. 16）               |
|             |               |              | 文書 14     | ・平成 25 年度 延長保育の実施状況調査の依頼について                    |
|             |               |              | 文書 15     | ・平成 25 年度 障害児保育の実施状況調査の依頼について                   |
|             |               |              | 文書 16     | ・保育所運営費負担金に係る都道府県委任支出官の支出日の統一について               |

|  |  |       |                                              |
|--|--|-------|----------------------------------------------|
|  |  | 文書 17 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H26. 2. 6）        |
|  |  | 文書 18 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H26. 3. 11）       |
|  |  | 文書 19 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H26. 6. 16）       |
|  |  | 文書 20 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H26. 8. 25）       |
|  |  | 文書 21 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H26. 9. 11）       |
|  |  | 文書 22 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H26. 11. 17）      |
|  |  | 文書 23 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H26. 12. 12）      |
|  |  | 文書 24 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H26. 12. 18）      |
|  |  | 文書 25 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H26. 12. 25）      |
|  |  | 文書 26 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H26. 12. 25）      |
|  |  | 文書 27 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H26. 12. 26）      |
|  |  | 文書 28 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H27. 2. 3）        |
|  |  | 文書 29 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H27. 2. 9）        |
|  |  | 文書 30 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H27. 3. 4）        |
|  |  | 文書 31 | ・保育所における事故について（報告）<br>（施行日：H27. 4. 21）       |
|  |  | 文書 32 | ・特定教育・保育施設等における事故<br>の報告について（施行日：H27. 6. 18） |
|  |  | 文書 33 | ・特定教育・保育施設等における事故<br>の報告について（施行日：H27. 6. 30） |
|  |  | 文書 34 | ・特定教育・保育施設等における事故<br>の報告について（施行日：H27. 7. 2）  |
|  |  | 文書 35 | ・特定教育・保育施設等における事故<br>の報告について（施行日：H27. 8. 3）  |

|  |  |       |                                         |
|--|--|-------|-----------------------------------------|
|  |  | 文書 36 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.8.5）   |
|  |  | 文書 37 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.8.7）   |
|  |  | 文書 38 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.8.18）  |
|  |  | 文書 39 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.9.15）  |
|  |  | 文書 40 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.9.18）  |
|  |  | 文書 41 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.9.28）  |
|  |  | 文書 42 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.10.15） |
|  |  | 文書 43 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.10.22） |
|  |  | 文書 44 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.10.26） |
|  |  | 文書 45 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.11.4）  |
|  |  | 文書 46 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.11.6）  |
|  |  | 文書 47 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.11.6）  |
|  |  | 文書 48 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.11.6）  |
|  |  | 文書 49 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.11.12） |
|  |  | 文書 50 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.11.16） |
|  |  | 文書 51 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.11.24） |
|  |  | 文書 52 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.11.24） |
|  |  | 文書 53 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.11.25） |
|  |  | 文書 54 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27.11.25） |

|          |            |           |       |                                           |
|----------|------------|-----------|-------|-------------------------------------------|
|          |            |           | 文書 55 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27. 11. 25） |
|          |            |           | 文書 56 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27. 11. 25） |
|          |            |           | 文書 57 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27. 11. 25） |
|          |            |           | 文書 58 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27. 12. 1）  |
|          |            |           | 文書 59 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27. 12. 7）  |
|          |            |           | 文書 60 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27. 12. 7）  |
|          |            |           | 文書 61 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27. 12. 16） |
|          |            |           | 文書 62 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27. 12. 16） |
|          |            |           | 文書 63 | ・特定教育・保育施設等における事故の報告について（施行日：H27. 12. 18） |
| 第 1468 号 | H28. 2. 8  | H28. 2. 3 | 文書 64 | ・保育に関する事故報告書                              |
|          |            |           | 文書 65 | ・碧南市「保育事故」第三者委員会報告書に係る当園の取組みについて          |
|          |            |           | 文書 66 | ・H22. 10. 29 保育中に発生した事故に係る今後の対応について       |
|          |            |           | 文書 67 | ・（H25. 5. 17 報告事項）指導監査結果について              |
|          |            |           | 文書 68 | ・（H25. 8. 20 報告事項）運営指導について                |
|          |            |           | 文書 69 | ・（H25. 9. 12 報告事項）運営指導結果について              |
| 第 1469 号 | H28. 2. 10 | H28. 2. 5 | 文書 70 | ・愛知県現任保育士研修事業の実績報告について（平成 23、25、26 年度）    |
|          |            |           | 文書 71 | ・予算執行書：現任保育士研修の委託について（平成 23、25、26、27 年度）  |

別表 2

| 1 文書                 | 2 開示しないこととした部分                                                                        | 3 開示しないこととした根拠規定         |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 文書 1                 | ・個人の氏名、生年月日、住所、その他個人を識別できる部分<br>・処分庁の名称、印影、電話番号、その他処分庁を識別できる部分                        | 第 7 条第 2 号               |
|                      | ・処分庁が配偶者からの暴力を訴えている事例と判断した理由に関する部分                                                    | 第 7 条第 2 号及び第 6 号        |
| 文書 2 から<br>文書 4 まで   | ・個人の氏名、生年月日、住所、年齢、履歴、資格、印影、その他個人を識別できる部分<br>・個人の所得、財産状況に関する部分                         | 第 7 条第 2 号               |
|                      | ・法人の印影、取引銀行名、口座番号                                                                     | 第 7 条第 3 号イ              |
| 文書 5 から<br>文書 8 まで   | ・保育所名（施設名）、保育所所在地、保育所設置者、保育所開設年月日、保育所代表者名、在籍子ども数、従事者に関する情報、保育室などの面積                   | 第 7 条第 2 号及び第 6 号        |
| 文書 9                 | ・法人の印影、法人の口座情報                                                                        | 第 7 条第 3 号イ              |
| 文書 10 から<br>文書 16 まで | ・電子メールアドレス                                                                            | 第 7 条第 6 号               |
| 文書 17 から<br>文書 63 まで | ・自治体名、施設名、所在地、開設（認可）年月日、設置者、代表者名、病院名                                                  | 第 7 条第 2 号、第 3 号イ及び第 6 号 |
| 文書 64                | ・自治体名、施設名、所在地、開設（認可）年月日、設置者、代表者名、病院名<br>・施設名・施設住所、病院名、被害者氏名・住所、保護者氏名、被害者の意思表示、その他特記事項 | 第 7 条第 2 号、第 3 号イ及び第 6 号 |
|                      | ・被害者所属氏名、施設職員氏名                                                                       | 第 7 条第 2 号               |
| 文書 65                | ・施設職員名                                                                                | 第 7 条第 2 号               |
|                      | ・法人の印影                                                                                | 第 3 号イ                   |
| 文書 66 から<br>文書 69 まで | ・施設職員名                                                                                | 第 7 条第 2 号               |
| 文書 70                | ・個人の氏名、勤続年数、個人の印影                                                                     | 第 7 条第 2 号               |
|                      | ・法人の印影                                                                                | 第 7 条第 3 号イ              |
|                      | ・アンケート                                                                                | 第 7 条第 2 号及び第 6 号        |
| 文書 71                | ・個人の印影                                                                                | 第 7 条第 2 号               |